

所 長	副 所 長	係 長	係	栄 養 士

報告案件 資料③

第 13106908001-01 号
2013年(平成25年)12月04日

分析試験成績書

依 頼 者 生駒市立学校給食センター

検 体 名 ポリプロランチ皿

2013年(平成25年)11月21日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分 析 試 験 項 目	結 果	定量下限	注	方 法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	-----	-----	1	-----
一般規格	-----	-----	-----	-----
材質試験	-----	-----	-----	-----
カドミウム及び鉛	-----	-----	-----	-----
カドミウム	限度内	-----	-----	-----
鉛	限度内	-----	-----	-----
溶出試験	-----	-----	-----	-----
重金属	限度内	-----	-----	-----
過マンガン酸カリウム消費量	限度内(0.5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
個別規格(ポリプロピレン)	-----	-----	-----	-----
溶出試験	-----	-----	-----	-----
蒸発残留物(ヘプタン)	限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(20%エタノール)	限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(水)	限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(4%酢酸)	限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃以下

以 上

所 長	副所長	係 長	係	栄 譽 士
			分析試験成績書	

依 頼 者 生駒市立学校給食センター

検 体 名 ポリプロ弁当箱

2013年(平成25年)11月21日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分 析 試 験 項 目	結 果	定量下限	注	方 法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	-----	-----	1	-----
一般規格	-----	-----	-----	-----
材質試験	-----	-----	-----	-----
カドミウム及び鉛	-----	-----	-----	-----
カドミウム	*1 限度内	-----	-----	-----
鉛	*1 限度内	-----	-----	-----
溶出試験	-----	-----	-----	-----
重金属	*1 限度内	-----	-----	-----
過マンガン酸カリウム消費量	*1 限度内(0.5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
個別規格(ポリプロピレン)	-----	-----	-----	-----
溶出試験	-----	-----	-----	-----
蒸発残留物(ヘプタン)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(20%エタノール)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(水)	*1 限度内(5 µg/ml以下)	-----	-----	-----
蒸発残留物(4%酢酸)	*1 限度内(9 µg/ml)	-----	-----	-----

*1 本体について試験した。

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃以下

以 上

所 長	副所長	係 長	係	栄 誉 士
			分析試験成績書	

依 頼 者 生駒市立学校給食センター

検 体 名 汁 椀

2013年(平成25年)11月26日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分 析 試 験 項 目	結 果	定量下限	注	方 法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	-----	-----	1	-----
一般規格	-----	-----	-----	-----
材質試験	-----	-----	2	-----
カドミウム及び鉛	-----	-----	-----	-----
カドミウム	*1 限度内	-----	-----	-----
鉛	*1 限度内	-----	-----	-----
溶出試験	-----	-----	-----	-----
重金属	*1 限度内	-----	-----	-----
過マンガン酸カリウム消費量	*1 限度内(0.5 µg/ml以下)	-----	-----	-----

*1 野菜柄について試験した。

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃以下

注2. 試験層:全層

以 上